

【条例・要綱】	【改正理由】	【主な改正概要】
<p>平群町介護保険条例(平成12年3月22日条例第12号)</p>	<p>第7期平群町介護保険事業計画・高齢者福祉計画で見込まれる介護保険受給者数、介護サービス量等に基づく保険料率の改定、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」及び関係省令の改正に伴い、町条例の該当部分を改正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険料の改定 ●質問検査権の対象拡大
<p>平群町指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月20日条例第22号)</p>	<p>国の基準※が改正されたことに伴い、町条例の該当部分を改正する。</p> <p>※国の基準:指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●共生型サービスの創設により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、該当部分に文言を追加する。 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護において、オペレーターの基準の見直しのため、オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数を、「3年以上」から「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)」に改める。また、「午後6時から午前8時までの間において、」を削除する。 ●今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設(介護医療院)が創設されるため、該当部分に文言を追加する。 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、介護・医療連携推進会議を「3月に1回以上」開催することと義務付けているが、「6月に1回以上」に改める。 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して当該サービスを提供する場合には、その利用者以外の者にも当該サービスの提供を行うことを義務付ける。 ●指定療養通所介護・地域密着型通所介護において、利用者に対する当該サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けているが、「完結の日」を「サービスの提供の日」に改める。 ●指定療養通所介護事業所においては、障害福祉サービス等である重症心身障害児者を通わせる児童発達支援等を実施しているが、さらに地域共生社会の実現に向けた取組を推進する観点から、利用定員を引き上げ、「9人以下」を「18人以下」に改める。

【条例・要綱】	【改正理由】	【主な改正概要】
		<ul style="list-style-type: none"> ●指定療養通所介護事業者は、その提供の開始に際し、利用者又はその家族に関連文書の交付・説明を行い、利用申込者の同意を得ることを義務付けているが、その文書として示している「運営規程」を「重要事項に関する規定」に改める。 ●共用型指定認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に改める。 ●サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準が創設されたため、該当部分に文言を追加する。 ●指定認知症対応型共同生活介護・指定地域密着型特定施設入居者生活介護・指定地域密着型介護老人福祉施設において、身体的拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策検討委員会を3月に1回開催すること、その結果の周知徹底、指針整備、研修の定期的な実施を義務付ける。 ●指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変が生じた場合等のため、あらかじめ、医師との連携その他の緊急時等における対応方法を定めておくことを義務付ける。 ●指定看護小規模多機能型居宅介護において、サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう基準を緩和し、診療所が有する病床について、宿泊室を兼用することが可能とする。 ●現行の介護療養病床の経過措置期間が平成30年3月31日より6年間延長されるため、該当部分を「平成36年3月31日」に改める。
<p>平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月20日条例第23号)</p>	<p>国の基準※が改正されたことに伴い、町条例の該当部分を改正する。</p> <p>※国の基準:指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第36号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設(介護医療院)が創設されるため、該当部分に文言を追加する。 ●共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員数を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」に改める。 ●介護予防認知症対応型共同生活介護において、身体的拘束等の適正化を図るため、適正化のための対策検討委員会を3月に1回開催すること、その結果の周知徹底、指針整備、研修の定期的な実施を義務付ける。

【条例・要綱】	【改正理由】	【主な改正概要】
<p>平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年3月31日条例第20号)</p>	<p>国の基準※が改正されたことに伴い、町条例の該当部分を改正する。</p> <p>※国の基準:指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者福祉制度の相談支援専門員と密接な連携に努める必要があることを追加する。 ●公正中立なケアマネジメントを確保する為、利用者はケアプランに位置づけた居宅サービス事業所についてその理由を求める事が可能であり、指定介護予防支援事業者はその理由を説明することを義務づける。 ●医療と介護の連携を強化する観点から、 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対し入院時に担当の職員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づける。 ・利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、主治の医師等の意見を求め、その医師に対してケアプランを交付することを義務付ける。 ●サービス担当者会議の開催に際し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有する為、利用者及びその家族の参加を基本とする。
<p>平群町地域支援事業実施要綱(平成18年3月24日要綱第4号)</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業の完全移行に伴い、地域支援事業の事業構成及び事業内容を改正する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●一次予防事業・二次予防事業を削除し、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を追加する。 ●包括的支援事業に、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議推進事業を追加する。 ●住宅改修支援事業(住宅改修の申請に係る理由書を作成した場合の助成)を削除する。
<p>平群町軽度生活援助事業実施要綱(平成24年3月29日要綱第5号)</p>	<p>在宅の高齢者に対して日常生活上の軽易なサービスを提供するにあたり、対象者に高齢者と同居している家族が障害や病弱で家事ができない世帯を加え、サービスを必要としている高齢者の在宅生活の継続を支援するための改正。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●利用対象者を見直し、一人暮らし世帯又は高齢者のみの世帯であった条件に高齢者と同居している家族が障害や病弱で家事ができない世帯を加える。

新規条例制定案

【条例】	【制定理由】	【主な制定概要】
<p>平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定</p>	<p>指定権限が平成30年4月1日より県から町へ委譲されるため、現在県条例で定められている人員及び運営の基準を、平群町条例で定めるため。</p>	<p>●新規条例の対象 介護保険法第8条24項に規定する「居宅介護支援事業」(ケアマネ事業所)を対象とする。</p> <p>●新規条例で規定する基準</p> <p>第1章 総則 この条例の趣旨、定義、申請者の要件を定める規則</p> <p>第2章 基本方針 この事業の基本方針を定める規定</p> <p>第3章 人員に関する基準 この事業を行う事業所ごとに置くべき従業員の員数、管理者に関する基準を定める規定</p> <p>第4章 この事業を運営するための基準として、内容及び手続きの説明及び同意、提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、身分を証する書類の携行、利用料等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、指定居宅介護支援の基本的取扱方針、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、法定代理受領サービスに係る報告、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、利用者に関する町への通知、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保、施設及び備品等、従業員の健康管理、掲示、秘密保持、広告、苦情処理、事故発生時の対応、会計の区分、記録の整備、報告等に</p> <p>第5章 基準該当居宅介護支援に関する基準</p> <p>尚、参酌すべき基準について基本的には省令どおりとするが、以下の項目については、既に制定している指定介護予防支援等の基準および指定地域密着型サービス等の基準において、町で定めた独自基準であり、これらとの整合性を図るため、本条例においても、同様の基準を設けることとする。</p> <p>1、申請者の要件 介護保険法：申請者が町の条例で定めるものでないときは指定してはならない 県条例(現行)：法人とする 町条例案：法人とする</p> <p>2、記録の整備 厚生労働省令：居宅介護支援等に関する諸記録を整備し、2年間保存しなければならない。 県条例(現行)：居宅介護支援等に関する諸記録を整備し、5年間保存すること。 町条例案：居宅介護支援等に関する諸記録を整備し、居宅介護サービス計画費の額の算定の基礎となる記録を、居宅介護支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p>

平成30年6月議会 条例改正及び要綱改正

【条例・要綱】	【改正理由】	【主な改正概要】
<p>平群町介護保険条例 (平成12年3月平群町条例第12号)</p>	<p>介護保険法施行令の一部改正をする政令(平成30年政令第56号)が平成30年8月1日に施行されることにより、介護保険の自己負担割合の判定に用いる合計所得金額の控除の規定が改正されることから、本条例の一部を改正する</p>	<p>サービス利用分の自己負担割合の判定基準となる合計所得金額について、長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の額等の勘案および公的年金等に係る雑所得を控除する見直しが適応されるため、平群町介護保険条例において合計所得金額より控除する特別控除額の定義を引用している条文を変更する。</p>
<p>平群町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 (平成28年12月平群町要綱第31号)</p>	<p>介護保険制度を持続可能なものとし、世代内・世代間の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、介護保険法施行令が改正されることから、本要綱を一部改正する</p>	<p>利用者負担割合について、従来の1割・2割負担に3割負担を追加する。 「法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上の所得を所有するものにあつては100分の80、同条第2項に規定する政令で定める額以上の所得を有する者にあつては100分の70」に改める</p>
<p>平群町社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担減免措置に対する助成要綱 (平成15年3月平群町要綱第3号)</p>	<p>総合事業の完全移行に伴い、要綱の一部を改正する</p>	<p>「介護予防訪問介護」を「第1号訪問事業」と改める 「介護予防通所介護」を「第1号通所事業」と改める</p>
<p>平群町徘徊SOSネットワーク事業実施要綱 (平成29年3月平群町要綱第6号)</p>	<p>・認知症の偏見をなくす目的のため「徘徊」という言葉を改める ・高齢者等見守事業の充実を目的とし、QRコードシールの配布を開始する</p>	<p>●題名および本文中の「徘徊」を「認知症高齢者等」に改める ●「徘徊のおそれのある高齢者」を「外出中に道に迷う又は道に迷う可能性のある在宅で生活する高齢者」に改める ●「実施機関は、登録者にQRコードシールを配布するものとする」を追加する</p>